

中野区男女共同参画基本計画 新計画 体系図(たたき台)

中野区男女平等基本条例第2条に規定する基本理念

(1)すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を發揮する機会が確保されること。

(2)社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。

(3)男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

《基本理念》

「誰もが自分らしいライフスタイルを選択でき、男女平等の意識を持ち、健康で安全・安心に暮らせる社会」の実現

《将来像》

1
【ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進】

性別に関わりなく、誰もがあらゆる場において自らの意思で個性や能力を發揮し、参画する機会が確保され、自分らしいライフスタイルを選択できている。

【中野区女性活躍推進計画】

2
【男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革】

男女平等社会に関する理解が進み、固定的性別役割分担意識が解消され、あらゆる人の人権とその多様性が尊重されている。

3
【安全・安心な暮らしの実現】

あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

《施策の方向性》

① 仕事と生活の両立支援

② 誰もが働きやすい職場づくりの推進

③ 就労、起業、キャリア形成への支援

④ 地域社会や学校等における男女共同参画の推進

① 男女共同参画意識の向上

② 人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成

① あらゆる暴力の根絶
【中野区DV防止基本計画】

② 生活上の困難に対する支援

【中野区困難女性支援基本計画】

③ 生涯にわたる健康支援

《将来像》、《施策の方向性》の設定の考え方

女性活躍推進法の改正などもあり、男性の子育てなどの家庭進出、女性の職場での活躍推進など、ワーク・ライフ・バランスに関わることに、社会の気運は高まってきたものの、今なお家庭や地域社会、職場等で希望と現実が伴っていないことが多くある。また、区の合計特殊出生率は東京都、区部と比較しても低い状況であるなど、出産や子育てしやすい環境が求められている。こうしたことから、一層のワーク・ライフ・バランスと女性に限らずすべての人の、あらゆる場での活躍推進のため、「ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進」を将来像のひとつとした。

家庭や職場での男女平等意識は高まっているものの、依然として性別役割分担意識が根深く残っている状況があること、また、あらゆる人の多様性を尊重することが一層重要視されてきていることから、「理解促進と意識変革」を将来像のひとつとした。

DVやハラスメントの言葉の認知度は高まっているが、被害が増えている状況があること、令和6年4月に施行される困難女性支援法への対応が求められていることなどから、「安全・安心な暮らしの実現」を将来像のひとつとした。